



注) 草津市民の交通に関するアンケート調査

現況の交通行動や公共交通サービスの満足度・重要度の把握を行うとともに、交通ニーズを探ることを目的に実施したアンケート調査。

【調査概要】

調査日 : 平成 24 年 11 月 5 日 (月) に発送

調査方法 : 郵送配付・郵送回収

調査対象 : 住民基本台帳を基に無作為抽出した草津市民 (18 歳以上)

配付数 : 6,000 部

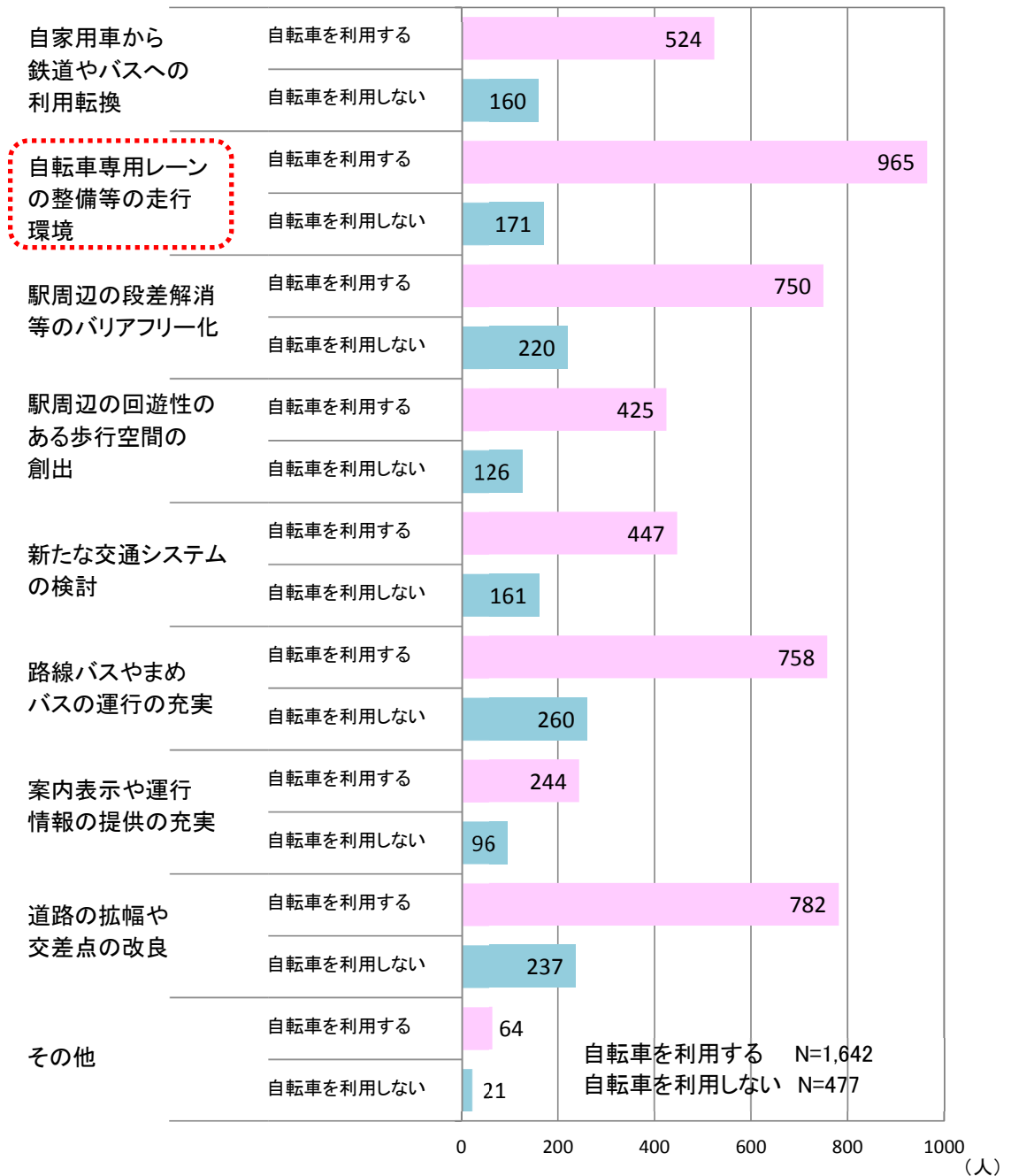
回収数 : 約 2,100 部 (回収率 35%)

調査内容 : 回答者の属性、歩行環境、自転車の利用環境、公共交通の利用環境、
将来交通のあり方、自由記述



2) 今後 10 年先の交通環境整備の方向性

今後 10 年先を見通した草津市全体の交通環境を整えていく上で、多くの自転車利用者が「環境や健康づくりなどのため、自転車を活用しやすいよう、自転車専用レーンの整備などの走行環境を整える」ことを優先していくべきだと考えています。



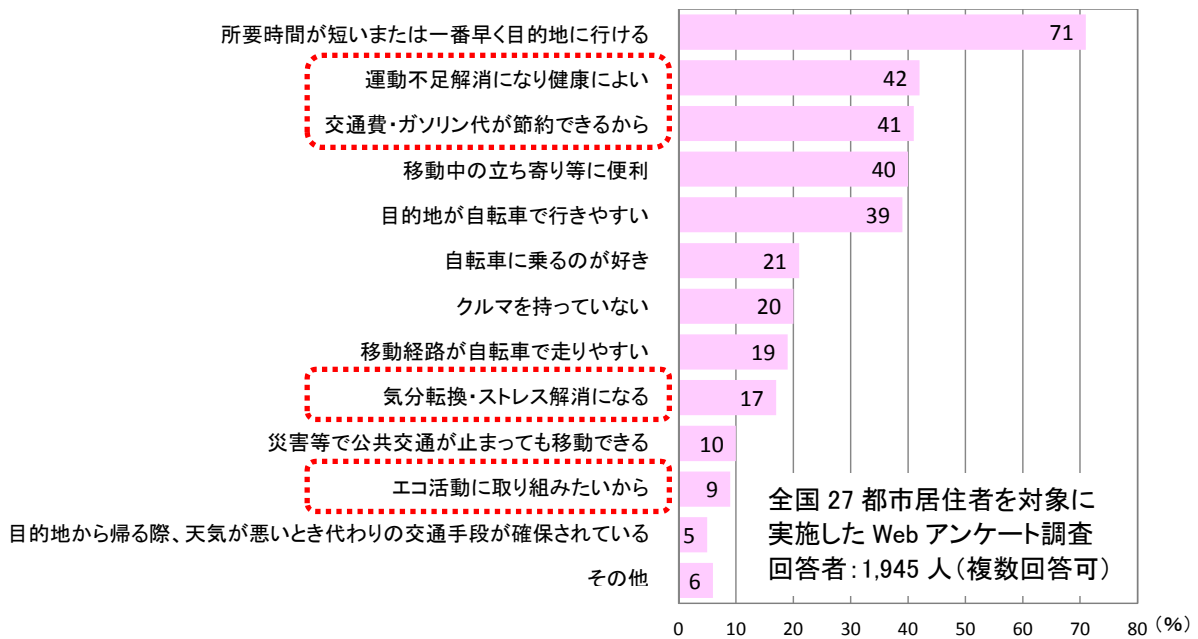
資料：草津市民の交通に関するアンケート調査

今後 10 年先の交通環境整備の方向性



(2) 自転車を日常的に利用する理由

国土技術政策総合研究所が実施したアンケート調査によると、自転車を日常的に利用する理由として、「運動不足解消になり健康にいい」「交通費・ガソリン代が節約できるから」などが多いです。健康増進や家計等の節約だけでなく、気分転換や環境保全など、利用する理由が多様化しています。



資料：第 1 回「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」配付資料
国土技術政策総合研究所 平成 24 年 1 月実施の WEB アンケート結果

(3) 自転車利用のメリット

1) 健康増進効果

自転車は、通勤通学や買い物など、日常生活での短い距離の移動に利用することで、目的地へ移動をしながら、適度な運動をすることができる両得な移動手段です。また、自転車は身体への負担も軽く、カロリー消費量も高い交通手段であるなど、健康的な乗り物といえます。

交通手段	クルマ	電車・地下鉄	バス	じてん車	徒歩
カロリー消費量 (kcal/分)	1.7	2.19	2.19	14.5	3.3

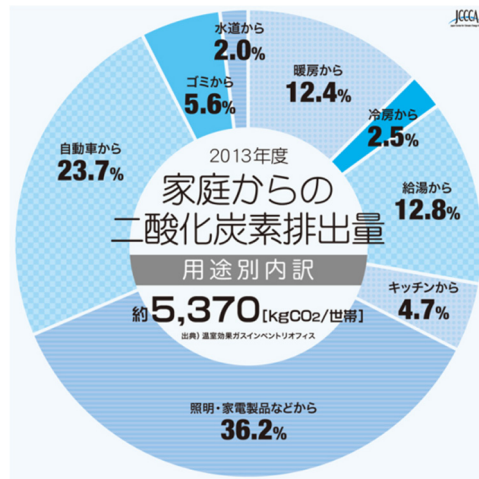
出展：「第 6 次日本人の栄養所要量」(厚生労働省：平成 11 年)

資料：「第 6 次日本人の栄養所要量」(厚生労働省：平成 11 年)
『モビリティ・マネジメント施策評価のためのガイドライン』P. 17 から引用
※ (社) 土木学会、日本モビリティ・マネジメント会議実行委員会：H22. 1



2) 環境負荷の削減

自動車から排出される二酸化炭素は、1世帯あたりの年間排出量の内の約1/4を占めています。一方で、自転車からは二酸化炭素は排出されないため、移動に伴う環境への負荷はありません。したがって、市民が「自動車」による交通手段から「自転車」や「公共交通」を利用するように行動していけば、自動車交通量が減ることによる交通渋滞の解消や、環境負荷の削減にも繋がります。



資料：温室効果ガスインベントリオフィス
(全国地球温暖化防止活動推進センターweb サイトから引用)

3) 家計等の節約

自動車利用はガソリン価格に大きく影響するだけでなく、自動車税や定期点検などの維持費用もかかります。一方、自転車は維持費用がほとんどかかりません。

例えば、5kmの短い距離を、毎日自動車ではなく自転車を利用した場合、年間で約14,500円も節約できます。

また、生活習慣病の予防など健康づくりにも役立つことから、医療費の削減にも繋がります。

$$\begin{aligned}
 \text{燃料費 (円/年)} &= (\text{移動距離 (km/年)}) \div (\text{燃費 (km/ℓ)}) \times (\text{ガソリン代 (円/ℓ)}) \\
 &= (365 \text{ 日} \times 5\text{km}) \div 16.8\text{km/ℓ} \times 133.5 \text{ 円} \\
 &\approx 14,500 \text{ (円/年)}
 \end{aligned}$$

燃 費：国土交通省自動車燃費一覧の JC08 モード (平成 25 年度) の 2 割減の値
(実際の燃費)

ガソリン代：経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査
(平成 27 年 11 月 2 日時点滋賀県レギュラーガソリン)



2.4 課題および具体的施策の方向性

自転車利用の実態から見えてくる草津市の課題と、課題等から見える具体的施策の方向性を下記のとおり整理します。

実態

■人口関係

- ・草津市の人口は増加している
- ・企業や大学に通っている人が多い
- ・高齢化率が伸びている

■利用環境関係

- ・自転車通行空間の整備済距離が6,450m
- ・市営駐車場の収容台数は草津駅周辺で2,071台、南草津駅周辺で3,126台
- ・放置自転車台数は減少傾向にあるものの、継続して発生している
- ・自転車の盗難件数が多い

■事故関係

- ・市内の自転車事故発生件数が横ばい
- ・市内の交通事故発生件数に占める自転車事故の割合が高い

■その他

- ・健康増進効果、環境負荷の削減、家計等の節約

課題

自転車の走行空間の整備

自転車の盗難件数の多さ

駅周辺での駐車台数の確保

自転車利用者のルール違反やマナーの低さ

放置自転車の発生

自転車に関係する事故件数の多さ

実態・課題から見える具体的施策の方向性

○安全で安心して利用できる自転車道のネットワーク化および走行空間の整備を目指す

○自転車駐車台数の確保、放置自転車の削減を目指す

○自転車のルール遵守やマナーの向上、自転車関係事故や自転車盗難の減少を目指す

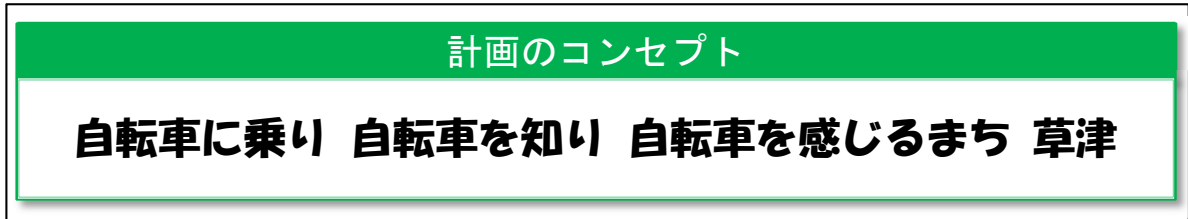
○自転車の有効活用、健康増進効果などを啓発し、自転車利用への転換を目指す



3. 計画の基本方針

3.1 計画のコンセプト

草津市の自転車利用における実態や課題から見える具体的施策の方向性をもとに、本計画のコンセプトを設定します。



3.2 基本方針

本計画のコンセプトの実現に向けて、基本方針として5つの柱を設定し、各施策および取り組みを展開していきます。

- 「安全」を感じる : <キーワード> 「適正」「マナー」「学び」
- 「安心」を感じる : <キーワード> 「守り」「もしも…」「安堵」
- 「快適」を感じる : <キーワード> 「清浄さ」「思いやり」「秩序」
- 「厳しさ」を感じる : <キーワード> 「責任」「悲しみ」「車意識」
- 「スマート」を感じる : <キーワード> 「賢さ」「エコ」「健康」

『自転車に乗り 自転車を知り 自転車を感じるまち 草津』の実現



5つの柱（相互連携しながら一体的に推進）



3.3 各柱の施策

基本方針として設定した5つの柱において、下記の各施策を展開していきます。

基本方針①：「安全」を感じる

1. 自転車の安全利用の啓発
2. 自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底
3. 自転車の安全安心利用教育の推進

基本方針②：「安心」を感じる

1. 自転車の盗難防止の啓発
2. 自転車の保険加入の促進
3. 自転車の点検・整備の促進
4. ヘルメットの着用の促進

基本方針③：「快適」を感じる

1. 自転車の走行空間の整備
2. 放置自転車の削減
3. 自転車駐車台数の確保

基本方針④：「厳しさ」を感じる

1. 違反者に対する指導、取締りの強化
2. 損害賠償事例の紹介、啓発
3. 道路交通法違反、罰則の周知、徹底

基本方針⑤：「スマート」を感じる

1. 自家用車等から自転車への利用転換の推進
2. 公共交通機関へのアクセス性の強化
3. 自転車の有効活用の推進
4. 環境や健康にやさしい自転車利用の推進



4. 具体的な取り組み

4.1 基本方針①：「安全」を感じる

(1) 自転車の安全利用の啓発

1) 自転車の安全利用に対する街頭指導・啓発

自転車の利用が多い駅周辺や通学路途中において、草津市自転車安全安心利用指導員（以下、「自転車指導員」と記載）を中心に、草津警察署や関係団体とも連携しながら、自転車の安全利用に対する街頭指導や啓発を行います。



(2) 自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底

1) 自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式）

スタントマンによる自転車と自動車の事故を再現し、事故の怖さを実感させ、交通ルールを守る大切さや無謀な運転の危険性を学んでいただくスケアードストレート方式の教室を開催します。

（再現例）2人乗り、路地からの飛び出し など



2) 自転車安全安心利用教室の開催（出前講座）

学校、地域および企業等からの申し出により、自転車指導員を講師として派遣し、草津市における自転車事故の発生状況や自転車の安全利用、盗難防止、また道路交通法の内容について、図や絵、DVDを用いた教室を開催します。





3) 交通安全教室（わかばチーム）の開催

保育所（園）や幼稚園、小学校、老人クラブ等からの申し出により、交通指導員（わかばチーム）を講師として派遣し、交通ルールや通行時の注意点などについて、幼児や小学生には腹話術や模擬信号機、自転車などを用いた体験型の教室を、高齢者には腹話術や寸劇を用いた教室を開催します。



4) 各種自転車教室の開催

警察署や安全協会、また滋賀県プラス・サイクル推進協議会の協力を得て、自転車シミュレーターを用いた模擬走行や、親子を対象にした自転車教室の実施など、自転車の安全で正しい乗り方を教えます。



5) 交通安全高齢者師範学校の開催

草津栗東地区交通対策協議会では、草津・栗東在住の高齢者を対象に、交通安全高齢者師範学校を開校し、交通安全に関する講座を開催して、講話や実技を通して、高齢者の交通事故防止についての意識向上を図るとともに、交通安全リーダーを養成します。





(3) 自転車の安全安心利用教育の推進

自転車安全安心利用教育マニュアルの作成・活用

各学校はもとより、各団体等における自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止に関する教育を支援するために、自転車を利用する際の遵守すべきルールやマナーについての手引きとして、自転車安全安心利用教育マニュアルを作成し、活用します。

(自転車安全安心利用教育マニュアルの掲載内容)

- ① 自転車に関係する事故の現状
- ② 自転車安全利用5則、「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要
- ③ ワークシートの活用
 - ・ ヒヤリ・ハット体験の発表
 - ・ 危険予測の学習
- ④ 学習シートによる指導
 - ・ 自転車に関する交通ルール、交通標識 等
 - ・ 交差点などでの安全走行
 - ・ 自転車運転者としての義務と責任
(損害賠償責任等の各種責任、自転車保険の加入 等)
- ⑤ 体験的学習
 - ・ 障害のある人などの交通弱者に対する配慮
 - ・ 交通事故による被害者や加害者の声
- ⑥ 自転車条例に関する参考資料
- ⑦ その他、必要に応じた自転車安全安心利用に関する内容



(4) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発

市政情報を市民へお知らせする主要な媒体である「広報くさつ」をはじめ、市ホームページやFacebook、動画共有サービスYouTubeの「くさつチャンネル」など、市の広報媒体の利用や、公共施設等でのチラシの設置などにより、自転車事故の現状や自転車のルール、マナーなどを周知・啓発します。

昨年7月1日に「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」(以下「自転車条例」)が施行され、1年が経過しました。また、今年の6月1日には、道路交通法が改正され、悪質な自転車の運転者に対して「自転車運転者講習」が義務付けられました。

市では、これまでに自転車の安全な利用や盗難の防止にさまざまな活動を行ってきましたが、盗難件数は減少したものの、自転車事故の発生件数は増加しています。引き続き、事故防止に向けた取り組みを行いますので、事故の被害者や加害者にならないためにも、一人一人が気を付けて自転車を利用しましょう。

自転車による事故発生件数

事故類型別件数	平成25年	平成26年
対人自転車	2%	2%
追い越し・追い抜き時	2%	2%
追突	3%	3%
車間相互・その他	4%	4%
右左折時	30%	30%
出会い頭	56%	56%

平成25年 152件 平成26年 172件 **20件増加!**

(※警察署基本部課計データより)
出会い頭や右左折時に事故が多く発生しています。自転車運転時には周囲の確認を十分に行いましょう。

事故防止に向けた取り組み

街頭啓発・指導

●自転車安全利用指導員が草津警察署などと連携して、駅前広や通学路などでの自転車安全利用に関わる街頭啓発・指導を実施しています。

私たちが啓発・指導をしています!

自転車安全安心利用教室

●スクエアドストリートによる自転車教室
スタッフによる交通事故の再現

●出前講座
希望する人はご連絡ください

●子ども向け自転車教室
昨年12月7日
自転車乗車検定
を実施いたしました

守ろう自転車のルール

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを行
- ④安全ルールを守る
(飲酒運転・二人乗り・並進禁止、夜間のライト点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認、傘さし運転・携帯電話の操作・通話しながらの運転禁止など)
- ⑤子ども(幼児・児童)はヘルメットを着用

改正道路交通法(平成27年6月1日)

従前無罪の一時不停止など、特設の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

講習手数料の標準額は、5,700円で、受講に促さない場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

自転車の安全で安心な利用をめざして

自転車も車の仲間！交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう

▶問合せ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)

4
2015年7月15日

広報くさつ 2015年7月15日号

自転車の運転に注意しましょう

自転車を利用するときは、速度を控えめにして周囲の安全をよく確認し、道路の左端や自転車道を行き止まるなど、安全走行に努めましょう。

☎ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)
草津警察署交通課(大路二、☎563-0110、ℹ563-0116)

自転車を安全利用しましょう

- 自転車は、車道の左側通行が原則です。(路側帯も左側通行)
- 自転車で歩道を通行する場合は、歩行者の安全を優先しましょう。
- 夜間は、自転車のライトを点灯しましょう。

▶問合せ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)、草津警察署交通課(大路二、☎563-0110、ℹ563-0116)

高齢者の交通事故防止

高齢者の交通死亡事故は、歩行中や自転車乗用中に多く発生しています。

- 十分に左右の安全を確認してから、道路を横断しましょう
- 車を運転する人は、控えめな速度で、歩行者にやさしい運転を心がけましょう

☎ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)
草津警察署交通課(大路二、☎563-0110、ℹ563-0116)

交差点事故に注意

市内の交通事故の半数以上が、交差点やその周辺で発生しています。交差点に入るときは、十分に減速し、左右の安全を確認し、歩行者や自転車などの動きにも気を付けて、安全運転を心がけましょう。

☎ 交通政策課(4階、☎561-2343、ℹ561-2486)
草津警察署交通課(大路二、☎563-0110、ℹ563-0116)

広報くさつに掲載した広報啓発活動



この条例では、個々の責務が規定されています

- 1 **市は**
 - ・教室の備付けなど自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得するための機会を提供する
 - ・駐輪場の整備など自転車の盗難防止を図るための環境を整備する
 - ・自転車レーンの整備など自転車の利用環境の整備に努める
- 2 **市民は**
 - ・自転車の安全利用および自転車の盗難防止の方法について理解を深め、安全安心な利用の促進に関する取り組みを積極的に実施する
- 3 **自転車利用者は**
 - ・道路交通法その他の法令を遵守する
 - ・自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得する
 - ・二重乗車など自転車の盗難防止対策を行う
- 4 **保護者は**
 - ・保護する者に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する指導を行う
- 5 **学校は**
 - ・児童や生徒、学生に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する教育や啓発を行う
- 6 **事業者は**
 - ・従業員や来訪者に対し自転車の安全利用や自転車の盗難防止を図るため、研修の実施、情報の提供を行う
- 7 **自転車小売業者は**
 - ・自転車利用者に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止の啓発を行う

自転車の安全で安心な利用に向けた取り組み



草津市 草津警察署
お問い合わせ先 草津市都市計画部 交通政策課
ダイヤルイン 077(561)2343

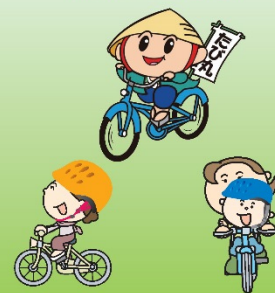
自転車の

- 安全な利用
- 盗難の防止
- 利用環境の整備

に向けて

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

平成26年7月1日施行



自転車の安全な利用と自転車の盗難防止に努めましょう!!

運転の前に

1 自転車の点検・整備

自転車を安全に利用し事故に遭わないために自転車の点検をすることが大切です。

ハンドル	前輪と直角に固定されていますか？
サドル	適度な高さに固定されていますか？
ブレーキ	前輪、後輪ともよくききますか？
前照灯	点灯しますか？ 明るいですか？
タイヤ	適度に空気が入っていますか？
反射器材	付いていますか？ 後方からよく見えますか？
ベル	よく鳴りますか？
全体	車体の故障や、チェーンのたるみ、ペダルの曲りなどはないかチェックしてください。

2 保険への加入

自転車事故の保険に加入を!

自転車事故を起こし相手を死傷させた場合、刑罰を受けたり、高額な賠償金を命じられる場合があります。

自転車女性にまつわり発端不明とさせる事故を起こした少年の母親に
約9,500万円
の賠償を命じ!



加入に関する相談は自転車店などにお問合せください。

運転中

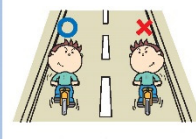
3 自転車の主な交通ルール

①自転車は、車道が原則、歩道は例外



自転車は歩道側の歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

②車道は左側を通行



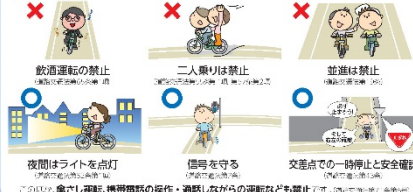
自転車は車道を通行するときは自転車と同一左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車は歩道を通行する場合は、車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることのないよう通行しなければなりません。

④安全ルールを守る



⑤子どもはヘルメットを着用



幼児・児童(13才未満)の保護する責任のある人は、幼児・児童にヘルメットをかぶせるよう促すこと。

運転の後は

4 自転車の盗難防止

鍵かけは防犯の基本です。鍵を2か所かけるなど自転車を盗難被害から守りましょう。

※草津市は毎月26日(ツーロック)を自転車安全安心利用日としています。



草津市自転車条例のリーフレット



(5) “「安全」を感じる” 施策の計画

“「安全」を感じる” 施策を以下の計画で実施していきます。

“「安全」を感じる” 施策の計画

施策項目	具体的な取り組み	計画期間	
		前期	後期
		H28 ～ H32	H33 ～ H37
自転車の安全利用の啓発	自転車の安全利用に対する街頭指導・啓発	実施	
自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底	自転車安全安心利用教室の開催（スケアードストレート方式）	実施	
	自転車安全安心利用教室の開催（出前講座）	実施	
	交通安全教室（わかばチーム）の開催	実施	
	各種自転車教室の開催	実施	
	交通安全高齢者師範学校の開催	実施	
自転車の安全安心利用教育の推進	自転車安全安心利用教育マニュアルの作成・活用	実施	
（各施策共通）	市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	実施	



4.2 基本方針②：「安心」を感じる

(1) 自転車の盗難防止の啓発

1) 自転車の防犯診断の実施

自転車駐車場施設や自転車利用の多い大型商業施設などにおいて、自転車指導員を中心に防犯診断を実施します。

(表)

防犯診断票
<p>○あなたの自転車には以下の管理不備があります。</p> <p>○草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例第12条第1項に基づき指導します。</p> <p>○今後は適正な管理を行い、自転車の安全で安心な利用を心掛けてください。</p> <p><input type="checkbox"/>二重施錠に心掛けてください。</p> <p><input type="checkbox"/>防犯登録が行われていません。 (防犯登録は法律により義務づけられています。)</p> <p><input type="checkbox"/>この場所にとめないでください。</p> <p><input type="checkbox"/>荷物が置かれたままです。</p> <p>※防犯登録が行われていないと、盗難自転車を発見しても、被害者や所有者の方に返せないことがあります。</p> <p>草津市</p>

(裏)

<p>管理不備は盗難の被害の原因となります！</p> <p>○自転車等の約7割が無施錠による被害であるため、必ず鍵をかけましょう。</p> <p>○主施錠のほか、ワイヤーロックやU字ロックを活用し、ツーロック（二重施錠）を心掛けましょう。</p> <p>○盗難の被害に遭わないよう、自分の自転車は自分でしっかりと管理しましょう。</p> <p>草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（抜粋） (自転車安全安心利用指導員)</p> <p>第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。</p> <p>2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。</p>

防犯診断票（草津市自転車条例施行規則様式第2号）

2) 自転車の防犯啓発、二重施錠（ツーロック）の徹底

警察署や自転車組合などの協力を得て、自転車の防犯啓発の強化、また鍵の二重施錠（ツーロック）の徹底にも取り組みます。

草津市では毎月26日を「自転車安全安心利用日（ツーロック）の日」としています





(2) 自転車の保険加入の促進



1) 自転車利用者への保険加入の啓発

自転車の場合、強制的な加入義務のある自賠責保険はなく、利用者自らが保険に加入する必要があるため、TS マーク付帯保険やその他保険会社の自転車向けプラン等の自転車保険に加入するように、ポスターやチラシなどで自転車利用者に向けて発信します。また、滋賀県の自転車条例の検討過程における保険加入の位置付けを確認しながら対応を図ります。

※TS マーク付帯保険とは…

自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で点検・整備（有料）をし、かつTS マークの貼付を依頼した場合に、普通自転車に貼られるもので、「道路交通法令等の基準に適合する安全な自転車」と認められた印です。

このTS マークには、「傷害補償」と「賠償責任補償」が付いており、有効期間は点検・整備をした日から1年間です。そのため、ぜひ年1回の点検・整備を自転車安全整備店で受けてTS マークを更新しましょう。

種類	侵害内容等	傷害補償		賠償責任補償
		死亡・重度障害	入院（15日以上）	死亡・重度障害
赤色 TS マーク		100 万円	10 万円	5,000 万円（限度額）
青色 TS マーク		30 万円	1 万円	1,000 万円（限度額）

※別途、赤色 TS マーク（平成 26 年 10 月 1 日以降に点検・整備して貼付されたもの）が貼付されている自転車搭乗中の人（加害者）が、第三者（被害者）に傷害（入院加療 15 日以上）を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、被害者見舞金として 10 万円が一律に支払われます。

※滋賀県内の自転車安全整備店では、赤色 TS マークを取り扱っています。